



【 掲載記事 】

- p2 話題 …… アスベスト対策工事及び耐震改修工事を行います。
- p3 施設整備紹介 …… 登山研修所の整備について
- p4 Q & A …… ユニバーサルデザインに関する Q & A
- p5 保全情報 …… 「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」について
- p7 情報ヘッドライン



石川県金沢港大野からくり記念館

事業者：石川県

所在地：石川県金沢市大野町4 - 甲2 - 29

構造規模：木造、一部鉄筋コンクリート造
地上1階

竣工：平成8年3月

備考：第8回 [2002] 公共建築賞優秀賞受賞。

以下講評。「本施設は、大野町が生んだ奇才、「からくり師大野弁吉」の業績を顕彰し、あわせて近代技術のあけぼのを代表する「からくり」の世界を収集・陳列する博物館です。建物自体もからくりの一部として考え、最新設計技術を導入して大野弁吉の

精神を表現しています。楕円形平面の展示室は、外周の斜め柱で屋根を支えるという、今までにない木造の特殊構造です。随所に地場産材を使用し、地元職人が施工するという、地域に密着した造り方がされています。

少人数で管理・運営できるよう配慮し、計画された建物を丁寧に手を加えながら使っています。地域とともに呼吸する公共建築として高く評価されました。」

国土交通省北陸地方整備局営繕部

国土交通省北陸地方整備局金沢営繕事務所



アスベスト対策工事及び耐震改修工事を行います。

平成18年2月3日、平成17年度補正予算が成立しました。

国土交通省関係予算については、平成17年に発生した台風等による被害の早期復旧のための災害復旧費に加え、再度災害防止、緊急震災及び公共交通の安全確保並びに安全上問題のある建築物及びアスベスト対策として一般公共事業費等予算が計上されたところです。

この中で、官庁営繕関係では、大規模地震発生時に災害応急対策活動の拠点となる防災拠点施設の耐震改修と吹付けアスベスト等の除去等が挙げられています。当営繕部管内では、耐震改修工事を輪島地方合同庁舎と伏木港湾合同庁舎の2施設で実施し、アスベスト対策工事を中部管区警察局富山分庁舎、新潟法務総合庁舎、伏木港湾合同庁舎、金沢新神田合同庁舎、北陸信越運輸総合庁舎、新潟地方気象台及び新潟財務総合庁舎の7施設で実施する予定です。

なお、営繕部では、平成17年度末に一部工事の発注を行ったところですが、引き続き早期工事発注に向けて準備を進めていますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。



伏木港湾合同庁舎
(耐震改修工事及びアスベスト対策工事を予定)



新潟法務総合庁舎
(アスベスト対策工事を予定)



新潟法務総合庁舎 機械室
(吹付けアスベストの除去予定)



登山研修所の整備について

北陸地方整備局営繕部では、事務庁舎の他にも、さまざまな施設の整備を行っています。今回は、それらの施設のうち、文部科学省登山研修所の紹介をさせていただきます。

文部科学省登山研修所は、登山指導者養成のための研修訓練や、登山に関する調査研究を行う目的で、昭和42年、文部省体育局の施設として開所されました。近年は、国土交通省が文部科学省より支出委任を受け、耐震改修工事、空調設備改修工事や、より高い研修訓練成果を得るためのトレーニング施設の改修工事を行っています。

本館は、山岳遭難救助研修、登山リーダー研修等を行う施設です。

夏山前進基地は、夏場、剣岳周辺で実技研修を行う際の拠点となる施設です。

冬山前進基地は、雪山での実技研修を行う際の拠点となる施設です。

屋外ロッククライミング訓練施設は、登山や人命救助の訓練を行うための施設で、実際

の岩場を想定した人工岩を設置しています。今年度、人工岩の全面改修を行い、より本物の岩場に近い形となりました。

他に、低酸素室等の調査研究施設、クライミングウォールを使った登山訓練ができる体育館、屋外山岳トレーニングコース等があります。

主な施設の構造規模、及び文部科学省登山研修所のホームページアドレスは下記のとおりです。

本館	鉄筋コンクリート造3階建	延床面積	1,658㎡
夏山前進基地	鉄骨造 1階建	延床面積	154㎡
冬山前進基地	鉄骨造 2階建	延床面積	169㎡

文部科学省登山研修所ホームページ
<http://www.tozanken.jp/>



本館 (S42竣工)



冬山前進基地 (S44竣工)



夏山前進基地 (S43竣工)



屋外ロッククライミング訓練施設



Q&A:「ユニバーサルデザインを考慮した官庁施設整備」について 質問します。



Q1. ユニバーサルデザインとは何ですか。

A1. ユニバーサルデザインとは、ノースカロライナ州立大学（米国）の故ロナルド・メイヌ教授が1980年代に提唱したもので、「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」と定義されております。

Q2. バリアフリー対策とユニバーサルデザインを考慮した施設の違いは何ですか。

A2. バリアフリー対策とは、高齢者・身体障害者等が円滑に施設を利用できるようにするための対策です。ユニバーサルデザインを考慮した施設とは、高齢者、身体障害者等を含むすべての人に安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにするもので、限定された利用者ということではなく、すべての利用者を対象としているところが違います。

Q3. ユニバーサルデザインに関する施設整備の基準はありますか。

A3. 国土交通省大臣官房官庁営繕部では、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」を平成18年3月に制定しました。

基準の構成は、次のとおりです。

- 第1章 総則
- 第2章 基本事項
- 第3章 ユニバーサルデザインに関する性能の水準及び技術的事項

第3章の技術的事項では、高齢者、身体障害者等を含むすべての施設利用者が、できる限り円滑かつ快適に利用できるようにするため、移動空間、行為空間、情報、環境及び安全に関する技術的事項を規定しています。

Q4. 北陸地方整備局営繕部では、ユニバーサルデザインを考慮した庁舎を建設したことがありますか。

A4. 計画段階からユニバーサルデザインを考慮して建設した庁舎はありません。

建設途中から、ユニバーサルデザインを考慮した庁舎としては、平成17年9月末に完成した新潟美咲合同庁舎1号館があります。この庁舎では、施工段階で、「新潟第2合同庁舎にユニバーサルデザインの考えを導入するための検討会」を開催し、各委員の提案を可能な限り取り入れました。取り入れた提案は次のとおりです。

通路の段差は、2cmを超える場合、スロープをつける。

階段・通路の点字ブロックは、コントラストをはっきりさせることが有効である。点字ブロックは、災害時に自力で避難できるように各階のエレベーターから最寄り事務室まで設置する。

階段の手すりには、点字表示をする。

身障者用エレベーター内の鏡は、足下まで見える大きさとする。

一般トイレには、杖・白杖等を掛けるフックを取り付ける。

このQ & Aは、皆様からの質問・相談等を元につくっていきたいと考えています。質問・相談等ありましたら、どうぞお気軽に「公共建築相談窓口」までご連絡ください。



地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引きについて

【はじめに】

国土交通省では「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」を取りまとめ、国土交通本省より各省庁本省宛に通知・配布しております（「国営保第48号 平成17年3月29日付」）。今回はこの手引きについて紹介させていただきます。

【背景】

平成17年3月29日、地球温暖化対策推進本部において取りまとめられた「京都議定書目標達成計画（案）」では、温室効果ガスの排出削減対策の1つとして「既存官庁施設の適正な運用管理の徹底」が盛り込まれました。国土交通省営繕部では、本対策に資することを目的として、「官庁施設の運用段階における機能発揮の効率化のための検討（委員長：慶應義塾大学村上周三教授）」の成果を基に、

「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」を取りまとめました。

【構成及び対象者】

手引きは、官庁施設の管理者や入居者が日常実施できる身近な省エネルギーの方法・効果、及び施設利用者等が自らの実施状況を確認するためのチェックシートを取りまとめたもので、「施設管理の手引き」と「施設利用の手引き」から構成されています。

【施設管理の手引き】

「施設管理の手引き」は施設管理者（維持管理業者を含む）を対象とし、施設管理者でなければ実施できない省エネルギー手法や、施設管理者として日頃から心がけたい事項をとりまとめています。また、省エネルギーのためのチェックシートも添付しています。

地球温暖化対策における施設管理者の役割

（「施設管理の手引き」より）

1. 「施設の適切な維持管理」と「記録の保存・活用」
 - ・施設の定期的な点検・清掃を行うことにより、施設を良好な状態に保つとともに、空調や照明の適切なスケジュール管理等を行う。
 - ・エネルギー使用量、室内温湿度、設備機器周りの計測値を記録し、経年比較等を行うことにより、問題点を把握し、省エネルギー対策の効果の確認に役立てる。
2. 実施体制の確立

- ・環境対策推進本部の設置、相談できるネットワークの確保等、省エネルギーを推進する為の連携体制と定期的実施状況の自己評価を行うようなチェック体制をつくる。

3. 施設利用者に対する普及啓発

- ・入居者、来庁者に対して省エネルギーの必要性、省エネルギー対策の効果を示すことにより、施設利用者の意識高揚を図り、実効性を高める。

4. 具体的な項目

- ・表1参照

表1. 「施設の適切な維持管理」と「記録の保存・活用」の項目とチェックシート

分類	番号	項目	チェック内容等
施設の適切な維持管理	保全	① 照明器具の定期的な清掃と交換の実施	照度の確保
		② 空調機フィルターの定期的な清掃と交換の実施	冷暖房効率低下を防ぐ
		③ 熱源機器(ボイラー・冷凍機等)の定期的な点検	能力低下を防ぐ
		④ 空調用温度検出器の設置状況の確認	発熱体の近くに無いか 計測の正確さ
		⑤ 熱源機器等の計測・制御機器の点検の実施	発熱体の近くに無いか 計測の正確さ
	システム	① 夏期と冬期の冷暖房の切り替え	その建物に合った切り替え
		② 熱源機器の冷水・温水出口温度設定の確認	温度によりエネルギー効果が変わる
		③ 季節毎の運転時間の確認	季節により負荷傾向が違う
		④ 冷暖房時の外気導入量適正化	外気量によりエネルギー消費量が左右される
		⑤ 全熱交換器の使い分け	普通換気と熱回収モードの使い分け
記録の保存・活用	⑥ 外気冷房の活用	自然エネルギーの有効活用	
	⑦ エレベーター機械室と電気室の温度設定	通常の居室とは違う	
	⑧ エネルギー使用量の経年記録・分析	エネルギーの無駄をチェック	
記録の保存・活用	② 建築物衛生法に基づく記録の活用	室温・照度測定により過剰運転でないか	
	③ 熱源機器や空調機器周りの温度計表示の記録	機器の異常の把握	

【省エネルギーチェックシートについて】

「照明」「空調」「利用者」「省エネ機器」「啓発活動」「保全」「設備システム」に関する33の問いに回答すると、既施設の省エネ運用度が簡易的に計算される省エネルギーチェックシートがあります(表2参照)。同チェックシートでは、図1のようなレーダーチャートと総合点を示せる他、既施設での省エネ可能なエネルギー量とCO2排出量・概算金額等が算出できるようになっており、簡単に省エネルギーについて把握できます。

【施設利用の手引き】

官庁施設を利用している個人が実施又は意識すべき対策をまとめたもので、施設管理者が各施設利用者に対しパンフレットとして配布することや、施設内に掲示すること等を想定しており、省エネルギー対策の検討に役立てていただきたいと考えています。

「省エネのススメ」12項目

(「施設利用の手引き」より)

目標を立てて、省エネの実践をチェックしましょう。

使用していない部屋の空調は消しましょう。

トイレや倉庫(使用していない部屋)の照明を消しましょう。

冷暖房をしている部屋では窓・扉を閉めましょう。

昼休みは消灯しましょう。

秋には自然の外気を取り入れましょう。

冷房時にはブラインドを降ろしましょう。

こまめにOA機器のスイッチを切りましょう。

廊下の照明を間引いて点灯しましょう。

空調機器のそばに物を置かないようにしましょう。

最寄り階への移動は階段を利用しましょう。

空調の設定温度を工夫しましょう。(冷房28 暖房20)

廊下の照明を間引いて点灯しましょう。

空調機器のそばに物を置かないようにしましょう。

廊下の照明を間引いて点灯しましょう。

空調機器のそばに物を置かないようにしましょう。

表2. 省エネルギーチェックシート

分類	質問項目	回答欄			
		職員エリア		来庁者エリア	
[1]照明	Q1. 昼休みに消灯していますか? 昼休みの消灯を実施していないか、実施率が100%以外の場合、理由として下記のどれが最も近いですか? 1. 利用者の協力が得られないから 2. 昼休みも接客があるため消灯は実施できないから 3. その他(理由等)	1	実施率 80%程度	1	実施率 80%程度
	Q2. 屋外からの採光にあわせて窓際は消灯していますか? 窓際の消灯を実施していないか、実施率が100%以外の場合、理由として下記のどれが最も近いですか? 1. 利用者の協力が得られないから 2. 照明の点滅区分が窓際の消灯に不都合だから 3. 窓面方位が不適切(西面など)またはブラインド使用のため外光のみでは十分な照度が得られないから 4. その他(理由等)	1	実施率 80%程度	1	実施率 80%程度

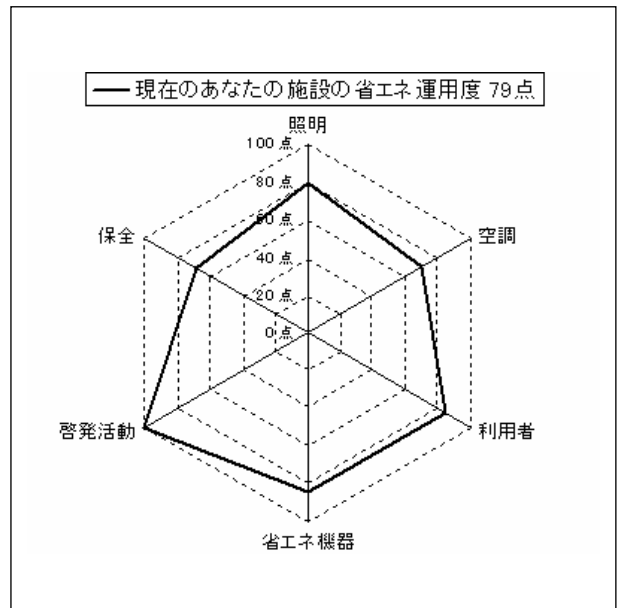


図1. 省エネ運用度のレーダーチャート

施設利用の手引き

【おわりに】

「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」及び「省エネルギーチェックシート」は、幅広く活用していただきたいと考えております。これら「手引き」等は、右記ホームページ等よりダウンロードできます。どうぞ、ご活用ください。

国土交通本省URL

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/ondanka_tebiki.pdf

建築保全センターURL

<https://www.bimms.jp/service/property>



情報ヘッドライン

平成18年5月頃、各省庁等の施設管理者等を対象として、北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所では、それぞれ新潟地区、富山・石川地区で、保全業務支援システム（BIMMS-N）の説明会を開催する予定です。

平成18年5月頃、「北陸地区官公庁営繕主管課長会議」が開催予定となっております。

「公共建築相談窓口」を右記のとおり開設しております。

公共建築相談窓口

北陸地方整備局 営繕部 計画課

T E L 025 - 280 - 8880（代表）

F A X 025 - 370 - 6504

e-mail pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

北陸地方整備局 金沢営繕事務所 技術課

T E L 076 - 263 - 4585（代表）

F A X 076 - 231 - 6369

受付時間 午前9:00～午後5:00

（土日、祝日、年末年始を除く）

eメール、FAXは24時間受付

平成18年4月発行 通巻7号

編集：北陸地方整備局営繕部

金沢営繕事務所

ホームページアドレス <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/>

電話025 - 280 - 8880（代表）

FAX 025 - 370 - 6504

電話076 - 263 - 4585（代表）

FAX 076 - 231 - 6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。

北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。